

海上保安部長公示第 8－2 号

港則法第 39 条第 1 項及び第 45 条の規定により、湯浅広港において、次のとおり航泊を禁止するので、第 39 条第 2 項の規定により、公示する。

なお、令和 8 年 8 月 21 日付け、和歌山海上保安部長公示第 8－1 号による湯浅広港における花火大会の実施に伴う航泊の禁止については、本公示をもって廃止する。

令和 8 年 8 月 26 日

和歌山海上保安部長



湯浅広港における花火大会の実施に伴う航泊の禁止について

湯浅広港において、「第 50 回湯浅まつり花火大会」が行われるため、下記のとおり船舶の航泊を禁止する。

ただし、当該行事に従事する船舶及び官公庁船（搭載艇を含む）を除く。

なお、雨天等により行事が実施できない場合及び花火の打ち上げが終了した場合は航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和 8 年 9 月 19 日（土）19：30～21：00

〔予備日：9 月 20 日（日）、9 月 26 日（土）、9 月 27 日（日）の同時間〕

2 区 域

北緯 34 度 2 分 6.85 秒、東経 135 度 10 分 3.14 秒の位置を中心とした半径 152.5 メートルの円内及び陸岸に囲まれた海域
（航泊禁止区域（略図）参照）

3 標識等

- （1）航泊禁止区域を明示するため、航泊禁止区域（略図）のとおり、灯浮標（単閃緑光、毎 4 秒 1 せん光、光達距離 4 k m）2 基が設置される。
- （2）航泊禁止区域付近には警戒船 5 隻が配備される。

航泊禁止区域（略図）

航泊禁止区域
北緯34度2分6.85秒 東経135度10分3.14秒の位置を中心とした半径152.5メートルの円内及び陸岸に囲まれた海域

あやめの浜
たたき
湯浅
湯浅広港
天皇山
和田
特別支援学校
乙田
浜口梧陵墓
稲むらの火の館
体育館
那志大橋
湯浅

北緯34度2分6.85秒 東経135度10分3.14秒の位置を中心とした半径152.5メートルの円内及び陸岸に囲まれた海域

北緯34度2分6.85秒 東経135度10分3.14秒の位置を中心とした半径152.5メートルの円内及び陸岸に囲まれた海域

湯浅広港

天皇山

特

援當



凡例



警戒船



灯浮標(単閃緑光、毎4秒1せん光、光達距離約4km)



出典:海洋状況表示システム を加工して作成